

5 保育家庭課

5-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

令和6年4月1日現在の認可保育所は4か所、幼保連携型認定こども園は9園、保育所型認定こども園は26園（施設数は27カ所）、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は3園、家庭的保育事業施設は1園である。

少子化の影響により、全体的に入所児童数は減少傾向であるが、3歳未満児保育のニーズは依然高い状況である。

施設数及び利用定員

区分 年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
R 2	16	1,345	28	2,776	44	4,121
R 3	16	1,345	29	2,796	45	4,141
R 4	16	1,125	30	2,801	46	3,926
R 5	16	1,125	30	2,744	46	3,869
R 6	15	1,022	30	2,700	45	3,722

*施設数に分園を含む。

*令和6年4月に、民間保育所1園が幼保連携型認定こども園に、民間保育所1園が保育所型認定こども園に移行。一部の園で定員についての見直しを行った。

*また保育所型認定こども園飯田市松尾東保育園を社会福祉法人 萱垣会に経営移管した。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(令和6年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市 町村	自由 契約	合計	利用 定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				3	4	4	11	0	0	11	23
座光寺保育園	0	11	13	15	17	16	72	0	0	72	110
下久堅保育園		8	7	14	11	12	52	0	0	52	90
上久堅保育園				4	3	5	12	0	0	12	23
龍江保育園		4	5	12	10	12	43	0	0	43	80
竜丘保育園				8	12	19	39	0	0	39	60
川路保育園				9	13	16	38	0	0	38	45
三穂保育園		6	3	7	10	8	34	0	0	34	45
山本保育園		3	4	4	8	11	30	0	0	30	70
中村保育園		9	7	16	7	16	55	0	0	55	90
殿岡保育園		10	8	23	8	20	69	0	0	69	90
鼎みつば保育園	3	11	14	24	25	19	96	2	0	98	150
上郷西保育園		2	7	13	21	13	56	0	0	56	100
上村保育園	0	0	1	1	0	2	4	0	0	4	23
和田保育園	0	0	0	1	1	1	3	0	0	3	23
公立計	3	64	69	155	151	175	617	2	0	619	1,022
あふち保育園	0	0	0	1	0	0	1			1	
泰阜保育所	0	1	0	0	0	0	1			1	
名子中央保育園	0	0	0	1	0	0	1			1	

北割保育園	0	0	0	0	1	0	1			1	
わかばこども園	0	0	0	0	1	0	1			1	
市外公立委託計	0	1	0	2	2	0	5			5	

園 名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
時又保育園	6	10	16	12	21	26	91	0	0	91	90
慈光保育園	2	8	8	8	8	7	41	0	0	41	40
さくら保育園	2	7	14	12	12	9	56	0	0	56	60
あすなろ保育園	2	10	9	5			26	0	0	26	30
私立保育園計	12	35	47	37	41	42	214	0	0	214	220
飯田仏教保育園	2	17	32	22	23	34	130	6	0	136	200
飯田中央保育園	3	15	18	10	19	18	83	4	0	87	135
飯田子供の園保育園	1	4	10	8	4	8	35	4	0	39	50
風越こども未来園	0	17	16	16	22	15	86	1	0	87	123
伊賀良保育園	0	20	22	34	32	30	138	0	0	138	150
育良保育園	3	11	16	19	21	15	85	2	0	87	120
羽場こども未来園	2	7	11	15	17	15	67	1	0	68	76
明星保育園	6	15	25	25	30	25	126	0	0	126	120
高松保育園	1	13	10	14	9	8	55	1	0	56	50
千代保育園	1	7	7	2	4	6	27	1	0	28	30
千代保育園千栄分園	0	0	0	2	1	7	10	0	0	10	15
慈光松尾こども園	10	30	36	45	49	46	216	0	0	216	230
上郷なかよし保育園	2	31	44	32	34	33	176	6	0	182	210
鼎あかり保育園	9	14	30	35	40	31	159	1	0	160	150
松尾東保育園		12	17	24	18	20	91	0	0	91	85
慈光幼稚園	1	21	13	36	39	40	150	4	0	154	180
飯田ルーテル幼稚園		1	5	9	12	8	35	3	0	38	66
聖クララ幼稚園		15	19	38	29	42	143	4	0	147	135
入舟幼稚園・入舟保育園	2	11	13	16	22	25	89	4	0	93	95
勅使河原学園	3	14	13	17	19	28	94	7	0	101	125
ビバ・チャイルド	2	4	7	7	10	2	32	2	0	34	45
野あそび保育みつけ		1	2	6	4	3	16	9	0	25	25
私立認定こども園計	48	280	366	432	458	459	2,043	60	0	2,103	2,415
保育室コッコロ	0	3	2				5	0	0	5	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	0	6	4				10	1	0	11	40
川路おむすび保育園		3	8				11	0	0	11	10
私立事業所内保育所計	0	12	14				26	1	0	27	60
自然保育のっばら			3				3	0	0	3	5
家庭的保育事業計			3				3	0	0	3	5
市内私立計	60	327	430	469	499	501	2,286	61	0	2,347	2,708
ぱどま	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	
高森あかり保育園	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2	

市外私立委託計	0	0	2	0	1	0	3	0	0	3	
市内施設合計	63	391	499	624	650	676	2,903	63	0	2,966	3,730
認可計	63	392	501	626	653	676	2,911	63	0	2,974	

3 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスのこども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのこどもを対象に、令和元年10月1日から保育園・認定こども園等の利用料が無償化された。

【国制度】	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1号認定	預かり保育	
	2号・3号認定		新2号・新3号	新2号・新3号認定
3～5歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300円	上限月額 37,000円
満3歳児	—	無償化	上限月額 16,300円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2歳児クラス	無償化	—	—	上限月額 42,000円

※新2号・新3号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育
令和6年9月1日から次のとおり更なる保育料の負担軽減等の拡充を行った。

- ・第2子2歳児クラスの保育料無償化【市独自】
- ・第2子0・1歳児クラスの保育料半額
- ・第3子以降の保育料無償化
- ・低所得世帯の保育料第1子半額、第2子無償化

4 副食費の免除

給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれている額（認定こども園1号認定以外）であったが、保育料無償化に合わせて、実費負担となった。

低所得世帯への配慮として、市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費は免除となっている。市独自の取り組みとして、22歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定の子どもについて世帯の市民税所得割額に関係なく副食費が免除となっている。

※令和6年9月1日から、多子世帯のカウント年齢を引き上げ（18歳未満から22歳未満（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子））

1号認定（満3歳以上・教育区分）

世帯	22歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,102円以上世帯	実費徴収		

2号認定（4月1日時点で満3歳以上・保育区分）

世帯	22歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円未満世帯 (ひとり親・障がい世帯については77,101円未満)	副食費免除		
市民税所得割額 77,102円以上世帯	実費徴収		

5-2 児童手当関係

1 児童手当の支給

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもと、中学生までの児童を養育する方に手当を支給する国の制度。

なお、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づく、児童手当の抜本的拡充により令和6年10月から、制度が改正（拡充）された。

【主な改正（拡充）内容】

- ① 所得制限の撤廃
- ② 高校生年代までの支給期間の延長
- ③ 多子加算について第3子以降3万円に増額
- ④ 支払月を年3回から年6回（偶数月）に拡大

（1）手当の額

【令和6年9月まで】

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給

※所得上限限度額以上の場合、手当等の支給なし

【令和6年10月以降】

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）	
3歳未満	15,000 円	（多子加算） 第3子以降：30,000 円
3歳～高校生年代	10,000 円	

※多子加算のカウント方法については、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

（2）支給方法

【令和6年9月まで】

年3回（原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給）

【令和6年10月以降】

年6回（原則として、偶数月にそれぞれの前月分までを支給）

（3）支給状況（毎年2月末現在の認定者数）

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
受給者数	7,038 人	6,810 人	6,712 人	6,371 人	6,153 人
支給児童延べ人数（月）	12,320 人	11,880 人	11,691 人	11,077 人	10,632 人

5-3 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（令和6年4月から）

区 分	月 額	児 童 加 算 額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	45,500 円	10,750 円	6,450 円
一部支給の場合	所得額に応じ 45,490 円～10,740 円	所得額に応じ 10,740 円～5,380 円	所得額に応じ 6,440 円～3,230 円

※一部支給は所得に応じて10円きざみの額

※令和6年11月以降 第3子以降の1人当たりの加算額は第2子と同額

（計算式）

〈第1子〉手当額＝45,490－{(受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額)×0.0243007}

〈第2子〉手当額＝10,740－{(受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額)×0.0037483}

〈第3子以降〉

手当額＝6,440－{(受給者の所得額－全部支給の場合の所得制限限度額)×0.0022448}

※計算式の{ }内の額は10円未満四捨五入

※令和6年11月以降の係数 第1子：0.025、第2子以降：0.0038561

(2) 支給方法

年6回 奇数月

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1,017人	985人	946人	937人	903人	847人	805人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

4名（令和6年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 自立支援教育訓練給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく特定の講座を受講した際に、本人が支払った受講料の一部を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

1名（令和5年実績）

(3) 自立支援教育訓練給付金の額

対象講座の受講料（入学金、授業料等の総額）の60%（上限あり）

※令和6年8月以降 資格取得や就職等した場合は受講料の25%を追加支給（上限あり）

4 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

5 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
110人	100人	90人	130人	120人	100人	100人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和6年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：今後実施予定

イ 親と子の集い事業：今後実施予定

6 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励見舞金	飯田市	30,000円
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000円

